

京浜急行大師線連続立体交差事業 都市計画事業認可の変更について

資料



1 事業の目的

京浜急行大師線連続立体交差事業は、延長約5kmの京浜急行大師線のほぼ全線を地下化する
ことにより、合計14ヶ所の踏切を除却する事業である。
整備効果としては、道路交通の円滑化、踏切事故の解消、地上の鉄道がなくなることによる地
域分断の解消等が挙げられ、地域の一体的な発展に寄与する事業である。

2 事業の経緯

平成 5年6月 : 全線(京急川崎駅から小島新田駅)において都市計画決定
平成 6年3月 : 平成15年3月31日までを事業施行期間とする都市計画事業認可を取得(全線)
平成15年3月 : 事業施行期間を平成28年3月31日まで変更(全線期間延長)

3 川崎市総合都市交通計画上の本事業の位置づけ

川崎市総合都市交通計画は、都市交通分野のマスタープランとして平成25年3月に策定したものであり、
計画中の取組時期は、戦略シナリオをはじめ、各施策・事業の計画熟度や財政負担なども考慮し、計画的な
施策・事業展開を図るために位置づけたものであり、本事業は、重点施策(1)都市の骨格を形成する交通機
能の強化の施策として、次のとおり取組時期を定めた。

取組時期

・1期①区間(小島新田～東門前) : A(事業) 短中期(10年内)に事業完了を目指す事業
・1期②区間(東門前～川崎大師)鈴木町すり付け : B(事業) 短中期(10年内)に工事着手を目指す事業
・2期区間(川崎大師～京急川崎) : C(事業) 中長期(20年内)に工事着手を目指す事業

4 事業の状況

整備効果の高い産業道路の踏切除却を先行して実施するため、平成18年より1期①区間(小島新田～東門前
間)の工事に着手しており、平成30年度に産業道路が立体交差化となる予定である。
1期②区間については、平成29年度の工事着手を目指し、準備作業を進めている。
2期区間については、総合都市交通計画等を踏まえると、直ちに工事着手できる状況にはないが、1期区間の工
事進捗状況や京急川崎駅で接続を前提としている川崎縦貫鉄道の状況など、改めて事業環境の整理を行う。

整備目標

- ・1期①区間(小島新田～東門前)
 - 平成30年度産業道路立体交差化 平成31年度 完了
- ・1期②区間(東門前～川崎大師)鈴木町すり付け
 - 平成35年度川崎大師駅周辺立体交差化 平成36年度 完了

5 都市計画事業認可変更申請について

本事業は、都市計画事業認可の事業施行期間である平成28年3月31日までに全ての事業が完了しないことか
ら、都市計画事業認可の変更を行う必要がある。
都市計画事業認可の変更に向けては、事業の状況や計画の位置づけ等を勘案し、次の考え方に基づき都市計画事
業認可の変更を行なうものとする。

- 1 2期区間については、直ちに工事着手できない状況であることから、
今回の事業認可の申請区間からは除外する。(休止)
- 2 今回の事業認可申請区間は、1期区間(小島新田駅～川崎大師駅)とし、
事業施行期間は、1期②区間の完成目標である平成37年3月31日まで、
9年間の延伸をする。
※鈴木町すり付け区間(川崎大師駅～鈴木町駅)についても、1期区間と
併せて施工するものとする。